

別紙2

北海道告示第10465号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年3月18日

北海道知事 鈴木 直道

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称

令和6年度北海道・木育フェスタ運営委託業務

(2) 契約の目的の仕様等

令和6年度北海道・木育フェスタ運営委託業務処理要領のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和6年11月15日（金）まで

(4) 履行場所

苫小牧市静川（苫東・和みの森）、札幌市内

2 入札に参加する者に必要な資格

令和6年北海道告示第10464号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目北海道庁本庁舎10階

北海道水産林務部森林環境局森林活用課木育推進係

※ 令和6年4月1日以降は、北海道水産林務部森林海洋環境局森林海洋環境課木育推進係

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道庁本庁舎11階 水産林務部1号会議室

(2) 入札日時 令和6年4月5日（金）13時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 郵便等による入札の可否

認めない。

8 落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 落札者との契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10 契約書作成の要否

(1) この契約は契約書の作成を要する。

(2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

11 その他

(1) 無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(3) 最低制限価格

設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道水産林務部森林環境局森林活用課木育推進係
※ 令和6年4月1日以降は、北海道水産林務部森林海洋環境局森林海洋環境課木育推進係

イ 所在地 郵便番号 060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目北海道庁本庁舎10階

ウ 電話番号 011-204-5515（直通）

(6) 前金払

契約金額の3割に相当する額以内を前金払する。

(7) 部分払

部分払はしない。

(8) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(9) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(10) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(11) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(12) その他

ア この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

イ 感染症等の著しい感染拡大など必要がある場合は、業務内容の一部変更や中止をすることがある。

一 委託契約に関する留意事項 一

※事業者に示す際には、
契約の内容に応じて、
加筆・修正してください

契約書の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

契約全般について

北海道

契約区分

- 委託契約には成果物を求める**請負契約**と、一定の業務の執行を求める**(準)委任契約**があります
- (準)委任契約**は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います
- 準委任契約においては、契約を締結する際に法令等を遵守する旨の誓約書を提出してください

再委託

- 再委託は禁止です
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます(再委託の詳細については裏面)
- 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います
- 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください
- 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません

報告等の義務

- 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください

調査等への対応

- 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります

指名停止等

- 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、道と契約ができなくなることがあり、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります

その他

- コンソーシアムの代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください
- コンソーシアムの代表者は構成員に対し、道との契約内容を十分に周知してください
- 「北海道職員等の内部通報制度」を設けていますので、詳細は道HPをご覧ください

再委託について

再委託は禁止です

ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます

再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません

- 業務の全部を再委託する場合
- 業務の主要な部分を再委託する場合
- 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の関係書類を提出して、道の承諾を得てください

ア 次の事項を記載した書面

- 再委託する相手方の称号又は名称及び住所
- 再委託する理由及びその必要性
- 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- 再委託する相手方の過去の履行実績

イ 再委託する相手方から徴取した法令等を遵守する旨の誓約書の写し
(準委任契約の場合)

ウ その他求められた書類